



長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部 守一

別表第1の企画振興部の項を次のように改める。

企画振興部	総合政策課	総務係 土地対策係
	広報・共創推進課	県民の声係 対話・共創推進係 広報係
	地域振興課	地域連携支援係 活力創出係
	市町村課	行政係 財政係 税制係 選挙係
交通政策局	交通政策課	交通企画係 鉄道企画係

別表第1の県民文化部の項中

県民協働課	協働・NPO係
くらし安全・消費生活課	企画指導係 相談啓発係 交通安全対策係

を

くらし安全・消費生活課	企画指導係 相談啓発係 交通安全対策係
県民の学び支援課	私学振興係 高等教育振興係

に改め、同表の健康福祉部の項中

地域福祉課	地域支援係 生活保護係 自立支援・援護係
健康増進課	健康づくり・歯科口腔保健推進係 食育・栄養係

を

地域福祉課	地域支援係 生活保護係 自立支援・援護係
-------	----------------------

に改め、同表の建設部の項中「総務係 調査管理係」を「調査管理係」に改める。

別表第4の北信建設事務所の項中

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
用地課	用地第一係 用地第二係

を

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
-----	----------------------------

に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の6の項中 同	県民文化部 多文化共生 ・パスポート室	課長補佐	を	企画振興部 広報・共創 推進課	対話・共創 推進係長
	県民協働課	協働・NPO係 長		県民文化部 多文化共生 ・パスポート室	課長補佐

に、「健康づくり・歯科口腔保健推進係長」を「課長補佐（所属長が指定したものに限り。）」に改め、同表の10の項中「食育・栄養係長」を「課長補佐（所属長が指定したものに限り。）」に改め、同表の20の項を削り、同表の21の項中「21」を「20」に改め、同表の22の項中「22」を「21」に改め、同表の23の項中「23」を「22」に改め、同表の24の項中「24」を「23」に改め、同表の25の項中「25」を「24」に改め、同表の26の項中「26」を「25」に改め、同表の27の項中「27」を「26」に改め、同表の28の項中「28」を「27」に改め、同表の29の項中「29」を「28」に改め、同表の30の項中「30」を「29」に改め、同表の31の項中「31」を「30」に改め、同表の32の項中「32」を「31」に改め、同表の33の項中「33」を「32」に改め、同表の34の項中「34」を「33」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

企業出納員の任免を次のように定めます。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県総合リハビリテーション事業財務規則第2条に定める本庁及び所の企業出納員の任免

長野県総合リハビリテーション事業財務規則（令和5年長野県規則第24号）に規定する本庁及び所に勤務する職員のうち、令和5年4月1日以降次のとおり命ぜられた者は、当該命ぜられている期間中、兼ねて企業出納員を命ぜられたものとする。

1 次の職に命ぜられた者

健康福祉部健康福祉政策課長 健康福祉部健康福祉政策課課長補佐（代決権を有するものに限り。） 健康福祉部健康福祉政策課経理係長 総合リハビリテーションセンター管理部総務課長

2 健康福祉部障がい者支援課に勤務する職員のうちから課長が命じた者

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の長野県土地開発公社の項の次に次のように加える。

しなの鉄道株式会社	非常勤取締役
長野県公共交通活性化協議会	会長 事務局長

「信州ナビ」バスロケーションシステム推進協議会	会長 幹事長 事務局長
中央東線高速化促進広域期成同盟会	事務局長

本則の1の表の公益財団法人長野県産業振興機構の項中「委員」を「理事 委員」に改め、同表の長野県地域訓練協議会の項を削り、同表の(株)長野協同データセンターの項中

「(株)長野協同データセンター」を「株式会社長野協同データセンター」に改め、同表の「ツ

ーリズムEXPOジャパン」合同出展実行委員会の項を削る。

本則の1の表の信州農業MBA研修実行委員会の項の次に次のように加える。

中部森林管理局国有林野管理審議会	委員
長野県海外林業技術等導入促進協議会	副会長
森林の公益的機能拡充推進協議会	評議員 幹事

本則の5の表の信州まつもと空港利用促進協議会の項の次に次のように加える。

公益財団法人信濃育英会	評議員選定委員会外部委員
-------------	--------------

本則の5の表の公益財団法人長野県中小企業振興センターの項を次のように改める。

公益財団法人長野県産業振興機構	理事 委員
-----------------	-------

コンプライアンス・行政経営課

長野県訓令第8号

本庁内部部局
現 地 機 関

長野県公文書管理規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

別表第3の1の企画振興部の項中 「 広報県民課
交通政策課
松本空港課 」 を 「 広
交
空
港 」

「 広報・共創推進課 」 広 共 「 に、

「 国際交流課 」 国 際 「 を

「 国際交流課
交通政策局交通政策課
交通政策局松本空港課 」 国 際
交
空
港 「 に改め、同1の総務部の項中

「 税務課
税務課県税徴収対策室 」 税
税
徴 「 を

「 税務課 」 税 「 に改め、同1の県民文化部の項中

「 県民協働課
くらし安全・消費生活課 」 県 協
く 消 「 を

「くらし安全・消費生活課」を「く消」に、
 「私学振興課
 高等教育振興課」を「私高」を
 「県民の学び支援課」を「県学」に改める。

情報公開・法務課

長野県公営企業訓令第1号

企業局本庁
 企業局現地機関

長野県企業局に勤務する職員の研修に関する規程（昭和36年長野県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和5年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

第3条第2項中「自治研修所長」を「職員キャリア開発課長」に改める。

経営推進課

長野県教育委員会訓令第6号

事務局
 学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月31日

長野県教育委員会

本則の1の表の2の項中「総務助成係長」を「課長補佐」に、

「保健厚生課 総務係長」を「保健厚生課 課長補佐」に、「管理
 係長」を「課長補佐」に改める。

教育政策課